

## 道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、平田村が「道の駅ひらた移転再整備基本設計業務」を委託するにあたり、先般策定した「道の駅ひらた移転再整備基本構想」及び「道の駅ひらた移転再整備基本計画」に基づき施設を具現化できる能力を持つ設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式に必要な事項を定める。

### 1. 目的

本業務は、「道の駅ひらた」が直面する地域課題の解決や様々な環境の変化に対応するため、移転再整備を行うことで、地域経済の活性化や観光振興の拠点化、広域防災の拠点化を目指すものである。

### 2. 業務委託の概要

#### (1) 業務名称

道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

#### (3) 業務期間（予定）

契約締結の翌日から令和9年3月31日(水)まで

#### (4) 支払条件

平田村財務規則による。

#### (5) 提案限度額

¥74,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

### 3. プロポーザルの方式

技術提案書提出による公募型プロポーザルとする。

### 4. 参加資格

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす単体企業とする。ただし、資本を100%出資している子会社（以下、「子会社」という。）については、同一企業とみなし、単体企業に含めるものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている設計事務所の本社、支店又は営業所が東北地区にあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する団体に該当しない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

- (4) 本プロポーザル期間中において、地方公共団体等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。
- (6) 国税及び県税、市町村税に滞納がないこと。
- (7) 過去10年間に道の駅又は延床面積2,000㎡以上の公共施設の新築工事に係る設計業務を元請として受注した実績があること。
- (8) 本設計業務の管理技術者となる者が、一級建築士の資格を有し、参加申込書の受付日から起算して過去1か月以上、設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

コメントの追加 [01]: 要件厳しいか?  
2,000㎡は今回の建築規模に合わせた。

#### 5. 選定スケジュール

- |                    |              |    |
|--------------------|--------------|----|
| (1) プロポーザル実施の公告    | 令和8年6月17日(水) |    |
| (2) 参加申込に関する質問提出期限 | 令和8年6月23日(火) |    |
| (3) 参加申込に関する質問回答期限 | 令和8年6月24日(水) |    |
| (4) 参加申込書提出期限      | 令和8年6月29日(月) |    |
| (5) 参加資格審査結果通知期限   | 令和8年6月30日(火) |    |
| (6) 技術提案に関する質問提出期限 | 令和8年7月23日(木) | 締切 |
| (7) 技術提案に関する質問回答期限 | 令和8年7月24日(金) | 予定 |
| (8) 1次審査書類の提出期限    | 令和8年7月29日(水) | 締切 |
| (9) 1次審査による選考      | 令和8年7月30日(木) | 予定 |
| (10) 1次審査の結果通知     | 令和8年8月7日(金)  | 予定 |
| (11) 2次審査による選考     | 令和8年8月24日(月) | 予定 |
| (12) 選定結果通知        | 令和8年8月31日(月) | 予定 |

コメントの追加 [02]: 教授達の日程調整済み

コメントの追加 [03]: 教授達の日程調整済み

#### 6. 提出書類

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ①参加申込書(様式1)                   | 1部  |
| ②審査書類提出届(様式2)                 | 1部  |
| ③事務所の概要(様式3)                  | 15部 |
| ④事務所の業務実績(様式4)                | 15部 |
| ※契約実績を証明する書類は1部               |     |
| ⑤協力事務所の内容等(様式5)               | 15部 |
| ※協力事務所がある場合                   |     |
| ⑥配置予定者の業務実績(様式6)              | 15部 |
| ※契約実績・雇用関係を証明する書類、資格者証(写)は1部  |     |
| ⑦技術提案書(様式7)                   | 15部 |
| ⑧設計業務見積書(様式8)                 | 15部 |
| ※別紙により基本設計金額の内訳を記載すること。(任意様式) |     |
| ※参考見積として実施設計(土木・建築)分も提出すること。  |     |
| ⑨基本設計業務工程表(任意様式)              | 15部 |
| ⑩質問書(様式9)                     |     |

7. 参加申込に係る質問提出及び回答

(1) 提出期限

令和8年6月23日(火) 17:00まで

(2) 提出方法

「質問書(様式9)」を上記(1)までに「16. 事務局」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出し、送信後必ず「16. 事務局」へ電話連絡すること。

※電子メールの題名は「(質問) 道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託について」とする。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和8年6月24日(水)に質問者に電子メール又は村HPに掲載する。

8. 参加申込書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和8年6月29日(月) 17:00まで

(2) 参加申込書の提出

「参加申込書(様式1)」に必要事項を記載し、上記(1)までに「16. 事務局」へ持参又は郵送(必着)すること。

※提出期限日の消印であっても、提出期限までに到着しない場合は参加を認めない。

(3) 回答方法

本プロポーザルへの参加の可否を記載した通知を令和8年6月30日(火)に参加申込書に記載のメールアドレスへ送信する。

9. 技術提案に関する質問提出及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し、不明な点がある場合には「質問書(様式9)」を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月23日(木) 17:00まで

(2) 提出方法

「質問書(様式9)」を「16. 事務局」に記載のメールアドレス宛に電子メールにより提出し、送信後必ず「16. 事務局」へ電話連絡すること。

※電子メールの題名は「(質問) 道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託について」とする。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和8年7月24日(金)に質問者名は伏せて、全質問の回答を集約したものを参加申込書の提出者全員に電子メールで送信する。

10. 技術提案書(様式7)の作成及び記載上の留意事項

「道の駅ひらた移転再整備基本計画」の内容をふまえ、別紙「仕様書」に基づき、以下のA～Eの項目に対する考え方等について提案すること。

提案書は様式8(A3横)3枚以内(片面、カラー印刷可、表紙を除く)とする。

文字は10ポイント以上とする。なお、図中の注釈などは8ポイント以上とする。

A	防災道の駅の整備について	<p>誰もが利用しやすい道の駅として、敷地利用・建物配置計画、動線計画、外観、周辺との調和などについて具体的に提案すること。</p> <p>駐車場は国道49号と同じ高さまで盛土する案で提案すること。</p> <p>国道49号からの進入路は交差点協議の都合上、基本計画34ページの全体配置図の通りとし、村道1047号と新設村道からの進入路は敷地利用等を考慮しながら提案すること。</p> <p>施設整備及び維持管理のコスト低減化、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を実現するための提案をすること。</p> <p>防災拠点としての機能強化や地域の安心・安全な避難所としての施設・設備等について提案すること。</p> <p>平田村の気候や風土・周辺環境などを踏まえた施設整備について提案すること。</p> <p>省エネルギー化やCO2排出削減などの環境負荷の低減を実現するための提案をすること。</p>
B	地域振興機能の強化について	<p>村内外からの来訪者が再度訪れたいと思えるような空間作りについて提案すること。</p> <p>物産等販売施設や飲食施設等の利用者の利便性や安全性を確保する工夫について提案すること。</p> <p>休憩目的の来訪者を物産等販売施設へ誘客できる工夫を提案すること。</p>
C	子育て応援機能の強化について	<p>村民の子育て支援機能の強化に寄与する方策とこどもの遊び場内の計画案について提案すること。</p> <p>その実現に向けて、こどもの遊び場内の適正なゾーニング案、村民の意見反映ができるような業務手法についても具体的に提案すること。</p> <p>内装や設備について、温かみのある空間設計案について提案すること。</p> <p>子育て応援施設について、おむつ交換・授乳・騒音対策等に配慮し、幼児連れの家族がゆっくりできる工夫を提案すること。</p>
D	業務推進体制について	<p>多岐にわたる業務内容、専門分野を横断的にマネジメントし円滑に実施する体制の構築について記載すること。</p> <p>業務実績に基づく知見・ノウハウを踏まえた業務遂行の方針等</p>

		について記載すること。
E	その他	工事期間中の安全への配慮、近隣生活者や施設利用者への騒音等の配慮について。

## 11. 1次審査書類の提出

提出期限：令和8年7月29日(水) 17:00まで。

応募は、事業者1者につき1提案とし、「6. 提出書類 ②審査書類提出届(様式2)～⑨基本設計業務工程表(任意様式)」を「16. 事務局」へ持参又は郵送(必着)する。

※提出期限日の消印であっても、提出期限までに到着しない場合は参加を認めない。

※郵送の場合は、提出した旨を「16. 事務局」まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 12. 事業者の選定

事業者の選定については、以下の手順により実施する。

### (1) 1次審査(書類選考)

1次審査では事業者が提出した書類を審査する。参加資格を有する事業者が多い場合は、2次審査対象者として上位3者～5者程度を選定する。

結果通知は、令和8年7月30日(木)に1次審査書類を提出した全事業者に、書面及び電子メールで行う。

### (2) 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

#### ①実施日時・場所

令和8年8月24日(月) 平田村役場 会議室

なお、別途正式決定し、書面及び電子メールで通知する。

#### ②実施時間

1事業者につき45分以内(プレゼンテーション30分、ヒアリング15分以内とする。)

#### ③その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる管理技術者を含み、出席者数は4名以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。なお、プロジェクター(リコー社製 PJ-WXC1110)とパソコンとの接続は、HDMIで行う。
- ・プレゼンテーションは、提出された書類をもとに行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

### (3) 選定方法

審査では、評価基準をもとに総合的に評価・審査し、2次審査で最高得点を得た者を本設計業務の候補者として選定する。

※プロポーザルの評価基準及び配点については別添の「道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」を参照すること。

### (4) 結果の通知

審査結果は、2次審査を行った全事業者に書面及び電子メールで令和8年8月31日(月)に通知する。

### 13. 契約の締結

- (1) 「10. 事業者の選定」により本業務委託の候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。

なお、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は平田村から業務委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

- (2) 契約の締結時には、別添の「仕様書」に基づいた設計業務の内訳明細書(詳細を記したものを)を提出すること。

### 14. 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案限度額を超えている場合
- (5) その他、村長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

### 15. その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届(A4判任意様式)を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の技術提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 技術提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された技術提案書等の著作権は、平田村に帰属するものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平田村情報公開条例(平成9年条例第1号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (10) 参加者は、平田村財務規則等を熟読し、その内容を十分に承知した上で参加すること。なお、契約に係る例規等については以下(村ホームページ)で確認すること。  
[https://www1.g-reiki.net/vill.hirata.fukushima/reiki\\_honbun/c570RG00000296.html](https://www1.g-reiki.net/vill.hirata.fukushima/reiki_honbun/c570RG00000296.html)
- (11) 参加申込者が1者のみの場合は、書類選考、ヒアリングを行った上で、本業務委託を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し選定する。
- (12) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていく上で、軽微な変更を行う場合がある。
- (13) 現地説明会は開催しない。なお、独自に現地調査を行う場合は、現地視察前日までに事務局に日時を電子メールで通知し、地権者や作付け者に迷惑がかからないよう十分配慮し調査すること。

(14) 知的財産推進計画2025を参照すること。

[suishinkeikaku.pdf](#)

(15) 書類を郵送する際は郵便法第4条の規定に違反することの無いようにすること。

16. 事務局(提出・問い合わせ先)

〒963-8292

石川郡平田村大字永田字切田116

平田村役場 総務課 財政係

TEL:0247-55-3111 FAX:0247-55-3199

E-mail:soumu@vill.hirata.fukushima.jp